

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 標準的手法採用組合(第●条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新農協告示」という。))第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、TLAC規制対象会社(新農協告示第一条第八十号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部TLAC調達手段(新農協告示第一条第八十一号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下「TLAC規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものにつ

いては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用組合（新農協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条において同じ。）は、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農協告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（農業協同組合等におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用組合は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部T L A C調達手段（次に掲げるものを含む。次項において同じ。）に限り、新農協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関（新農協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新農協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるもののうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用組合は、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新農協告示第五百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（漁業協同組合等におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第四条 標準的手法採用組合（第●条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、TLAC規制対象会社（新漁協告示第一条第八十号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新漁協告示第一条

第八十一号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであつて、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用組合（新漁協告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用組合をいう。次条において同じ。）は、国内T L A C規制対象会社の同順位商品のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであつて、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新漁協告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（漁業協同組合等におけるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）
第五条 標準的手法採用組合は、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し

、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段（次に掲げるものを含む。次項において同じ。）に限り、新漁協告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関（新漁協告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、

その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新漁協告示第一条第八十四号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるもののうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用組合は、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新漁協告示第五百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（農林中央金庫におけるTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第六条 農林中央金庫は、TLAC規制対象会社（第●条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の

健全性を判断するための基準（以下「新農中告示」という。）第一条第七十七号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新農中告示第一条第七十八号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係るT L A C規制適用日までに発行されたものであって、当該T L A C規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新農中告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額に算入しないことができる。